

探偵業法の一部改正について

探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業法）の一部改正により、令和6年4月1日から探偵業届出証明書が廃止となり、新たに標識の掲示等が必要となります。改正の概要は次のとおりです。

① 探偵業届出証明書の廃止

- 探偵業届出証明書の廃止に伴い、届出の際、同証明書は交付しません。
- 探偵業の開始や廃止、変更の届出等の手続きは、法改正後も引き続き必要となりますが、届出に関する手数料は不要となります。
- 法改正前に交付された探偵業届出証明書については、返納の必要はありませんので、廃棄してください。※届出証明書の再交付申請も廃止となります。

② 標識の新設及び掲示

- 探偵業者は、探偵業法施行規則に基づく「標識」を自ら作成し、営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。※標識の様式については別添資料のとおり
- 用紙の大きさはA4（日本産業規格）とされており、紙で作成することになりますが、縦横の掲載の方法は問いません。
- 既に開始届出書を提出済みの探偵業者については、標識の「届出書を提出した年月日」欄には、法改正前の探偵業届出証明書に記載されていた「法第4条第1項の届出書を提出した年月日」を、「届出書の受理番号」欄には、探偵業届出証明書に記載されていた「当該届出書の提出に係る探偵業届出証明書の番号」をそれぞれ記載してください。

③ ウェブサイトへの掲載義務

- 探偵業者は、上記②の標識をウェブサイトに掲載しなければなりません。
- 次のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの掲載義務は免除されます。
 - ・常時使用する従業者の数が5人以下である場合
 - ・当該探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合
- 「従業者」とは、会社役員や個人事業主は、ここにいう従業者には該当しませんが、営業マン、事務員等も従業者に該当することとなりますので、雇用契約を確認して判断することとなります。
- 自社のウェブサイトの運営を他社に委託している場合であっても、掲載義務は、免除されません。
- ウェブサイトへの標識の掲載方法については様々な方法が考えられますが、トップページに、標識を縮尺表示したものを表示する方法や、「標識はこちら」等と表示して、PDF等に変換した標識データを表示させる方法など、見やすい方法により掲載してください。

（ 問合せ先 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係
（代表）011-251-0110 内線 3137 ）